給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第７号

千葉県柏市大津ケ丘２丁目４番10

再生債務者　森川　志朗

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年１月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月14日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（再ロ）第４号

京都府向日市上植野町大田２番地の20

再生債務者　曽根原豊三

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月16日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再ロ）第１４号

京都府京田辺市草内大切33番地　ボヌール210

再生債務者　春田　祐樹

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月16日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再ロ）第３８号

大阪府東大阪市稲田上町１丁目５番４－701号

再生債務者　村上　信一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月15日

大阪地方裁判所第６民事部

厚生年金基金清算人変更公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関連政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次の通り公告します。

１．新代表清算人の氏名　木村　武

住所　東京都渋谷区代々木３丁目25番３号

２．旧代表清算人の氏名　北薗　幸二

住所　東京都渋谷区代々木３丁目25番３号

３．変更年月日　平成29年２月11日

平成 29 年２月 24 日

東京都渋谷区代々木３丁目25番３号

日本自動車厚生年金基金

代表清算人　木村　武

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十八年十二月二十六日

掲載頁　十七頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十八年十月二十八日

掲載頁　三頁

平成二十九年二月二十四日

茨城県日立市留町一〇四五番地二

（甲）小松水産株式会社

代表取締役　小松　伸克

茨城県日立市留町一〇三九番地一

（乙）久慈浜しらす株式会社

代表取締役　小松　伸克

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

効力発生日は平成二十九年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年三月十三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月七日

掲載頁　五十八頁（号外第一五一号）

平成二十九年二月二十四日

群馬県邑楽郡大泉町坂田一丁目一番一号

（甲）パナソニックＡＰ空調・冷設機器株式会社

代表取締役　本田　信慈

群馬県邑楽郡大泉町坂田一丁目一番一号

（乙）パナソニックＡＰプロデックス株式会社

代表取締役　川島　英樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十九年二月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

（甲）株式会社インフィニティ

代表取締役　山田　和広

東京都港区赤坂九丁目七番一号

（乙）株式会社マネースクウェアＨＤ

代表取締役　相葉　斉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年三月を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年八月十日

掲載頁　三十六頁（号外第一七七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年八月十日

掲載頁　三十六頁（号外第一七七号）

平成二十九年二月二十四日

東京都新宿区西新宿四丁目１番５号

（甲）株式会社フクイン

代表取締役　鈴木　信彦

東京都新宿区西新宿四丁目１番５号

（乙）パイオニアウェルフェアサービス株式会社

代表取締役　鈴木　信彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年二月二十四日

東京都中野区本町一丁目三二番二号

（甲）キャタピラーイーストジャパン合同会社

代表社員　キャタピラージャパン株式会社

職務執行者　矢口　教

東京都中野区本町一丁目三二番二号

（乙）キャタピラーウエストジャパン合同会社

代表社員　キャタピラージャパン株式会社

職務執行者　矢口　教

宮城県仙台市青葉区中央四丁目六番一号

（丙）キャタピラー東北合同会社

代表社員　キャタピラージャパン株式会社

職務執行者　矢口　教